

○平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行																								
<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)別表第二号第28の規定に基づき、別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を次のように定める。</p> <p>なお、平成元年郵政省告示第五十一号(別に定める特定小電力無線局の送信装置及び占有周波数帯幅の許容値を定める件)は、廃止する。</p> <p>次の表の左欄に掲げる周波数帯の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。</p>	<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)別表第二号第28の規定に基づき、別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を次のように定める。</p> <p>なお、平成元年郵政省告示第五十一号(別に定める特定小電力無線局の送信装置及び占有周波数帯幅の許容値を定める件)は、廃止する。</p> <p>次の表の左欄に掲げる周波数帯の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="230 762 734 826">周波数帯</th> <th data-bbox="734 762 1093 826">占有周波数帯幅の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="230 826 734 890">(略)</td> <td data-bbox="734 826 1093 890">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 890 734 1058">十一 <u>950.8MHz</u>を超え<u>957.6MHz</u>以下の周波数の電波を使用するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備</td> <td data-bbox="734 890 1093 1058"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 1058 734 1153">1 告示第42号第1項第3号(一)のもの</td> <td data-bbox="734 1058 1093 1153">200kHz</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 1153 734 1249">2 告示第42号第1項第3号(二)のもの</td> <td data-bbox="734 1153 1093 1249">400kHz</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 1249 734 1361">3 告示第42号第1項第3号(三)のもの</td> <td data-bbox="734 1249 1093 1361">600kHz</td> </tr> </tbody> </table>	周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	(略)	(略)	十一 <u>950.8MHz</u> を超え <u>957.6MHz</u> 以下の周波数の電波を使用するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備		1 告示第42号第1項第3号(一)のもの	200kHz	2 告示第42号第1項第3号(二)のもの	400kHz	3 告示第42号第1項第3号(三)のもの	600kHz	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 762 1664 826">周波数帯</th> <th data-bbox="1664 762 2022 826">占有周波数帯幅の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 826 1664 890">(略)</td> <td data-bbox="1664 826 2022 890">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 890 1664 1058">十一 <u>950MHz</u>を超え<u>956MHz</u>以下の周波数の電波を使用するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備</td> <td data-bbox="1664 890 2022 1058"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1058 1664 1153">1 告示第42号第1項第3号(一)のもの</td> <td data-bbox="1664 1058 2022 1153">200kHz</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1153 1664 1249">2 告示第42号第1項第3号(二)のもの</td> <td data-bbox="1664 1153 2022 1249">400kHz</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1249 1664 1361">3 告示第42号第1項第3号(三)のもの</td> <td data-bbox="1664 1249 2022 1361">600kHz</td> </tr> </tbody> </table>	周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	(略)	(略)	十一 <u>950MHz</u> を超え <u>956MHz</u> 以下の周波数の電波を使用するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備		1 告示第42号第1項第3号(一)のもの	200kHz	2 告示第42号第1項第3号(二)のもの	400kHz	3 告示第42号第1項第3号(三)のもの	600kHz
周波数帯	占有周波数帯幅の許容値																								
(略)	(略)																								
十一 <u>950.8MHz</u> を超え <u>957.6MHz</u> 以下の周波数の電波を使用するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備																									
1 告示第42号第1項第3号(一)のもの	200kHz																								
2 告示第42号第1項第3号(二)のもの	400kHz																								
3 告示第42号第1項第3号(三)のもの	600kHz																								
周波数帯	占有周波数帯幅の許容値																								
(略)	(略)																								
十一 <u>950MHz</u> を超え <u>956MHz</u> 以下の周波数の電波を使用するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備																									
1 告示第42号第1項第3号(一)のもの	200kHz																								
2 告示第42号第1項第3号(二)のもの	400kHz																								
3 告示第42号第1項第3号(三)のもの	600kHz																								

4 <u>告示第 42 号第 1 項第 3 号(四)のもの</u>	<u>800kHz</u>
5 <u>告示第 42 号第 1 項第 3 号(五)のもの</u>	<u>1,000kHz</u>
十二 952MHz を超え <u>957.6MHz</u> 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の無線設備	200kHz (n は、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネル(設備規則第 49 条の 14 第 5 号ハに規定するものをいう。)の数で 1、 <u>2</u> 、 <u>3</u> 、4 又は <u>5</u> とする。)
(略)	(略)
十六 24.05GHz を超え 24.25GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	<u>200MHz</u>
(略)	(略)

十二 952MHz を超え <u>955MHz</u> 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の無線設備	200kHz (n は、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネル(設備規則第 49 条の 14 第 5 号ハに規定するものをいう。)の数で 1、 <u>2</u> 又は <u>3</u> とする。)
(略)	(略)
十六 24.05GHz を超え 24.25GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	<u>76MHz</u>
(略)	(略)